

明末遼東の互市場補遺

江嶋, 壽雄

<https://doi.org/10.15017/2244117>

出版情報 : 史淵. 100, pp.157-167, 1968-03-01. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

明末遼東の互市場補遺

江 嶋 壽 雄

一

本誌第九十輯所載「明末遼東の互市場」において、馬市を七市註1、（うち開原南関市は隆万期には馬市の実はない。また長安堡は万曆末には木市として再開されている。）木市を四市、（再開後の長安堡を加えると五市。）互市を三市挙げ、明末、主として隆慶万曆年間における遼東の互市即ち國際貿易場の増加を筆者は述べた。このうち木市として挙げたものは遼陽長安堡、義州大康堡、錦州大福堡、寧遠興水堡、前屯高台堡の五市であつた。しかるにその後、籌遼碩画の巻頭に附載された遼東図に馬市や木市の文字が記入されていることを知つた。同図によると遼陽長安堡には木市の字を記さず、広寧北方にある鎮夷堡の南に木市の記入がある。大康堡、大福堡、興水堡、高台堡には夫々木市の文字が記されているので、木市の数は同じく五市であるが、筆者の挙げた長安堡木市がなくて鎮夷堡木市がこれに代つてゐるのである。

籌遼碩画の収むる疏奏は、巻一巻二を別として、巻三以下巻四十六までは戊午孟夏（万曆四十六年）から庚申孟秋（万曆四十八年）泰昌元年）までの分である。翌年天啓元年（清、天命六年）三月には太祖ヌルハチはすでに瀋陽遼陽を攻略し、四月には遼陽に僑都してゐるのであるから、明と福余泰寧その他遼河套住牧の諸部落と交易してゐた遼河東の互市場即ち

慶雲堡馬市はすでに二年前に、そして遼陽所屬の長安堡木市も天啓元年三月を以て終つた筈である。明熹宗実録天啓元年三月壬戌の条はヌルハチの遼陽攻略を述べて詳しいが、同じ壬戌の条に、

西虜紗花陷長安堡

とある。満文老檔や滿州実録等の遼陽攻略の次の日に当る三月十九日の条に、蒙古国の喀爾喀の卓禮克図洪巴図魯貝勒等が瀋陽城の財糧を竊取せんと襲来したのを、後金側の蒙古人が反撃して駆殺した記事があるが、清でいう卓禮克図洪巴図魯は明でいうこの紗花（紗花、抄花、炒花）のことであると和田博士はいわれている。^{註2}とにかく長安堡木市は紗花の侵略と後金の遼陽占領とによつてこの時廢絶したことは疑いない。明熹宗実録天啓七年三月遼東督師王之臣の遼東撫賞諸弊の上言に対して同月癸酉の兵部の覆議には撫夷の処が関内に在るものと関外に在るものを述べているが、後者については

在関外者。如煖兔・宰賽等賞于開原鉄嶺。歹青・虎墩兔愁・黄台吉・紗花・拱兔等賞于平虜堡長安堡広寧鎮静堡。小歹青等賞于義州太康堡。拱兔等又賞于錦州大福堡。此因各夷近遼。故必于遼地。自河東失而移広寧。辛酉事也。非広寧額賞也。広寧又失而移関内。壬戌事也。非関門額賞也。寧前既復而移寧遠。乙丑事也。并非寧遠額賞也。此関内関外撫賞之大較也。

とある。辛酉は明の天啓元年即ち清の天命六年でヌルハチが瀋陽遼陽を攻略し河東を占領した年であり、壬戌はその翌年勢に乗じて河西を攻撃し、広寧義州を攻略し、帰降の官民を河東に移した年であり、乙丑は明の天啓五年後金の天命十年である。これによつても長安堡木市が天啓元年河東失陥によつて消滅したことは明らかである。^{註3}

紗花は何故この時長安堡木市を侵略したのであろうか。和田博士は遼夷略を引いて紗花の一派が鎮武、西平、東昌、長静、長安、長勇、平虜の諸堡に直接する地域、即ち遼河套の最南端に当る地域に住牧していたことを述べられている。^{註4}長安堡木市はまさに明の方には泰寧衛夷酋として登録されている紗花一派（清で云う喀爾喀部）に対して開かれた木市であ

つたといえる。旧時開かれていた馬市が一度閉鎖され、万曆四十三年木市として再開されたのは前論文に述べた如く、ヌルハチ牽制のために紗花の勢力をより強く明側に招撫結合するためであつたし、紗花の方も遼東の形勢を利用して開市を要請したと考えられる。三朝遼事實録（卷三）天啓元年二月の条には

見今巴領黃把都等頭目差夷索賞長安堡

の記述があり、瀋遼失陥の直前に彼等がこの形勢を利用して撫賞を貪つたことを示している。この巴領は巴林部、黃把都は洪巴圖魯即ち紗花である。^{註5}以上の如く長安堡木市はいはば紗花一派のための木市であつた。とすれば後金のヌルハチが天啓元年三月十二日瀋陽を攻略し、ついで十九日から二十日にかけて遼陽攻略を行つた時、紗花は自派専用の木市（そこには当然撫賞用財貨が貯えられ、或は木市関係の民間商品の貯蔵があつたに違いないし、木市の開かれる地域は他地方に比べて富裕であつたと考えられる。）がヌルハチに掠取されるのを坐視するに堪えず先手をうつて侵略し、あわよくば混乱した瀋陽の財貨を掠奪しようと計つたものであろう。ヌルハチと陰通し明を共攻したものでないことは、後金側が紗花即ち卓札克圖貝勒の侵寇を反撃していることから窺える。当時喀爾喀の強酋宰賽は後金側に虜囚となつており、従つて喀爾喀の一部は後金と聯和せざるを得なかつたし、その線をたどつて後金と喀爾喀五部との連和会盟も成立してゐた。^{註6}西虜がヌルハチと連和し、その命を受けて行動しているとの推測はヌルハチの開原攻略以来明側でも行なわれていた。^{註7}しかし一方瀋遼失陥の直前天啓元年二月には紗花の兄兀斑の子煖兔が使者を国境の市場に遣わしヌルハチの瀋陽侵寇の近いことを伝報し、同時に煖兔が喀爾喀諸營を調集して遼河套に住牧しつつ、ヌルハチの瀋陽來侵を期してその根拠地を襲撃し、虜囚の宰賽（煖兔の弟の子）を奪回してヌルハチの後方を攪乱し明に協力せんことを申し入れ、兩家（明と蒙古）は原是一家であるなどと称している。^{註8}のであるから、長安堡襲撃は必ずしも明と抗争するための行動ではなく、やはり火事場泥坊的な行為と考えられる。

鎮夷堡木市が籌遼碩画の遼東図に記載されていることは前述の通りであるが、籌遼碩画の巻一より巻四十六に至る多数の奏疏中にこの木市に触れた記事を見出し得ない。市場について記すところが多く、先の「明末遼東の互市場」の主たる論拠とした遼夷略には勿論鎮夷堡木市は記されていない。万曆末より泰昌・天啓に亘る明実録の記述にも鎮夷堡木市について述べたものはない。ただ三朝遼事実録の天啓二年二月の条に、梁顔等三衛や西虜の馬市木市について

前略……再查。諸夷大馬市。在広寧鎮靜堡鎮遠関。小木市。一在広寧鎮夷堡。一在義州大康堡。一在錦州大福堡。一在寧遠興水堡。一在中後所高台堡。俱梁顔衛夷人入市之地。

とある。これは籌遼碩画の遼東図記載と全く一致し、ただ高台堡が従来の前屯衛所管から河西失陥後の寧前地方の防衛充実の結果として中後所所管に移されているだけの違いである。籌遼碩画は先述のごとく程開祐が主として万曆四十六年春から四十八年秋までの上奏文を撰じたもので庚申（万曆四十八年＝泰昌元年）孟秋の序文があるから、その附載された地図は万曆四十八年末か翌天啓元年頃の状態を示していると考えられる。ただし遼河東の部分には開原の鎮北堡南の馬市即ち北関のための開原馬市堡の馬市と福余等の衛のための開原慶雲堡の馬市の所在を記入してをり、建州女直のための撫順の馬市は勿論、清河、霧陽、寛奠の互市の記入はされていない。馬市堡の馬市と慶雲堡の馬市は開原所管であり、万曆四十七年六月ヌルハチの開原攻略までは開催可能であつたであろうが、この時期を以て廃絶したのであるから、この兩馬市の記入を根拠に考えれば、籌遼碩画の遼東図は撫順攻略の結果としての建州女直に対する馬市や互市の廃止即ち万曆四十六年三月以後、開原の兩馬市の存在した四十七年六月以前の状態を示しているとも考えられる。しかしそうとすればこの時期には長安堡木市はなお存在していたのであるから、その記入がないのはおかしいのである。

籌遼碩画の遼西地図即ち「由山海至広寧」図に記載される馬市木市は先述の如く三朝遼事実録天啓二年二月の条に述べらる馬市木市の存在と一致する。三朝遼事実録の擢者王在晉は泰昌元年に兵部左侍郎に遷任され、天啓二年には署兵部事に

昇り、次いで天啓二年三月には兵部尚書兼右副都御史となり、河西失陥の責を問われた熊廷弼に代つて遼東薊鎮天津登萊の経略に任じられ、同年八月孫承宗と交替して南京兵部尚書に遷つている。丁度万曆末から天啓年間にかけて直接遼東の辺防に係属した経歴をもつ。従つて彼の記録する河西の木市は当時の實際を示していると思つて誤りないであろう。即ち天啓二年の初には河西の木市は五市であつたのである。籌遼碩画の遼西図は必ずや天啓元年の末か天啓二年の初の木市の所在を示すものであり、この時期にすでに廃絶していた開原の馬市を記入しているのは、それが著名であつたこと、しかも建州女直の馬市・互市が当然明側から廃止したのと違つて、本来継続開催さるべきものであり、後金の力によつて中絶されているものであつたことなどによると考えられる。ところで遼夷略には河西の木市は鎮夷堡が抜けて四市が記されている。遼夷略はその敍言で述べている通り、瀋陽遼陽の陥落後、まだ河西を明が保持していた時に書かれたものであり、天啓元年孟夏日附の敍文が附けられている。勿論記述は開原・鉄嶺・瀋陽・遼陽等の失陥前の開原の馬市や長安堡の木市にも及んでいるから、遼東失陥即ち万曆四十八年（泰昌元年）以前の状態を示していると考えて誤りない。とすれば木市について次の様な変化がたどられる。

庚申（萬曆四十八年）長安堡 大康堡 大福堡 興水縣堡 高台堡
泰昌元年）
辛酉（天啓元年） 河東失陥
壬戌（天啓二年） 鎮夷堡 大康堡 大福堡 興水縣堡 高台堡

即ち鎮夷堡木市は遼陽陥落によつて中絶した長安堡木市、即ち泰寧衛を称する紗花一派に対する木市が鎮夷堡に再開されたものであろうということが窺われる。そしてその時期は河東失陥後間もなく即ち天啓元年の間のことであつたろう。先引の明実録に撫夷市賞の場所の変遷を述べて、「自河東失而移広寧、辛酉事也。」とあることからそれは知られる。だ

が鎮夷堡木市の期間は短かい。天啓二年正月にはヌルハチの河西侵寇が開始され、広寧義州錦州等河西の明の要地は攻略されたので広寧の馬市、鎮夷堡、大康堡、大福堡の木市は開催不可能となつた筈であり、興水県堡、高台堡の木市も中絶したのであろう。先の明実録の記述に「広寧又失而移関内。壬戌事也」とあり、西虜の市賞互市が天啓二年以後山海関に移されたことを云つている。三朝遼事実録が天啓二年二月に述べる河西の馬市木市は、実際はすでにこの月には開催出来なかつたのである。その後寧遠前屯の軍備強化と共に天啓五年市賞互市の所管が再び山海関より寧遠に移されているので、^{註9}興水県堡、高台堡の木市は再開され、更に錦州の大福堡木市も再開されたかと考えられるが、詳しいことは解らない。後金との激しい抗争と敗退の間において、この様に明が馬市木市の維持に努め、市賞を増加して西虜・兀良哈の招撫を積極的に行つたのは、蒙古勢力を明側に加え、その助兵応援を期待し、或は蒙古と後金との結合を恐れ夷虜分裂を増大させるためであつたことは云うまでもない。

二

明末の遼東には馬市・互市・木市等の名称で呼ばれる国境互市場が十所に余つて設けられていたが、それらは名称が異なる様に、同じく国境貿易を行つたが夫々に多少の差異があつたものと考えられる。清河、饒陽、寬奠の三互市は万曆四^{註10}年三月寬奠等六堡の展築を期に開かれたことは前の論文にも述べた通りであるが、寬奠互市については明神宗実録には永奠堡北互市と云い、同じく内閣文庫本明実録には、「干寬永之比（地之誤？）許其互市」と云い、万曆武功録にも「始請於寬奠永奠互市」とあるから、寬奠だけでなく永奠の地でも互市が行なわれたのであろうか。ただ滿州側史料例えば滿州実録には「撫順、清河、寬奠、饒陽、四処関口互市交易」とあり、永奠は数えていない。永奠が開市されたとしても繁栄せず、寬奠が主として利用されたのであろう。寬奠には定遼右衛が移駐され、従つて互市に應ずる明側の態勢が十分に整つ

ていたに違いないからである。寛奠互市開始を求めた楊兆、張学顔の会題は襄陽、清河については何にも触れていないが、寛奠に続いてこれらにも互市が開始されたと考えられる。寛奠開市は諸史料共女直側の要請ということを強張している。しかし互市は相互的であり、いな寧ろ総体的には「便干夷者十之三。利干边者十之七」と云うところをみると明側の利が大きいことになる。勿論この語は互市の許可を奏請した会題中に見える故、許可を容易にする為に明側の有利性を誇張してあるとも考えられるから割引せねばならぬ。しかし五分五分としても明側に不利はなかつたわけで、そのために寛奠に相続いて清河鑿陽にも開市されたのであると考える。これらの互市を明では撫順市と称したものの様である。この撫順は地名の撫順ではなく、順夷を撫慰するの意の撫順である。

互市即ち撫順市の交易商品は明側から供給するものは米布猪塩であり、女直側は人蔘・毛皮・蜜・松子・木耳・蠟など狩猟採集による物貨であつた。換言すれば明側供給品は日常生活用品であり、女直側には馬匹を商品に含まなかつた。これは寛奠互市の開設の経緯を示す諸史料によつて明らかである。「我衆不得入内围獬。又不敢進槍」れば「日食将焉用之」^{註14}として日常生活用品を得るために女直側は開市を要請したのであり、明側ではこの互市を「始請於寛奠永奠互市。蓋東夷惟米布猪塩。既無馬匹。又非違禁它物。與開原広寧撫順迥異。」^{註15}と見ているのである。「与開原広寧撫順迥異」の語は実録には省略されているが、山中聞見録にも見え、結局明では寛奠の互市は開原広寧撫順の馬市とは異なる性質の交易場と考えているのである。互市と馬市の差異は何に拠るのであろうか。違禁物即ち銅鉄器や武器等の交易は禁制であるか又は許可制であり、違禁物の自由な交易が認められないことは互市も馬市も同様であり、これは両者の差異の理由にはならない。従つて馬匹の売買交易が認可されているか否かという点が寛奠等互市と馬市との相違でなければならぬ。馬匹交易の有無はその交易に当事者（買手）として官が関係するか否かという相違があるのである。馬市には馬匹の売買があり、馬匹の売買には官市と私市があり、或は貢馬驗収が行なわれ、馬の官市や貢馬驗収の際には官の馬価支払即ち回賜の

賜給が為されねばならない。交易に官自らが当事者となるのである。これに反して互市（撫順市）の場合は交易には官は関係せず、馬市の私市と同じく全て民間の交易に任され、官はただ治安維持と抽分（市税）の徴収とその抽分を以てする撫賞とを行うに過ぎないのである。馬市と互市の根本的な相違は馬交易の有無即ち官が交易の当事者として交易に参加するか否かにあると云える。寛饒等の互市は馬市と異なり、官は交易に参加せず、日常生活用品を主として女直と明側商民との民間貿易であつた。それはいはば中国内地で行われた定期市や関市などと相似た性質と規模の所謂民市的交易現象であつたとも云えよう。

このことは木市についても云える。すでに馬市においても日常生活物資の民間交易は許されていた。開原交易や撫順交易の許可は^{註16}それである。ただし馬市では先述の如く馬の官市があり、貢馬の審驗受納も行われ、交易に官が関与した。その私市においては馬は勿論各種の北方物産が交易の場にもち出され、明側商民と民間ベースで取引された。しかし遼東での辺境交易は馬市のみに限られてはいなかつた様である。この外に特別の場合即ち食糧等に困窮の場合は臨時的に最寄りの辺堡に「換塩米。討酒食」の便宜が認められていた。遼東志卷三辺略・撫賞の条には、撫待すべき対象として、朝貢互市に来る者と沿辺報事する者と「換塩米・討酒食」する者とを分けて挙げている。明孝宗実録弘治十四年十二月辛未の条にある「有求討塩米入境貿易之制」とは求討塩米の制と入境貿易の制との二つであり、後者は馬市交易を指し、前者はこの換塩米討酒食のことであると考えられる。換塩米とあるから北方民族は家畜毛皮その他何らかのものを持参して食糧との交換を求めたものにちがいない。この求討塩米には近辺の守堡官が量処撫待を委任されており、外夷の要求に応じ塩米を交換するために辺堡所屬の兵士に科斂し、且つ屢々それに乗じて兵士を収奪する者があつて問題になつた様である。求討塩米は多分に招撫賑濟的な意味をもつが、結局北方は食糧即ち日用必需物資の交換取得であり、これが互市化され、官が退いて民間が表面に出て来れば寛饒等の互市であり、或は遼西の木市となると考えてもよさそうである。そのためには北方

民族側に生活水準の向上や明側商民の間に北方産物の需要が大きくなる事情等が必要である。明末における木市の開設にはそうした双方の理由が大きく作用している。特に明側における木材乾柴の需要は甚だ高く、木市の開設は寧ろ遼東商民の希望に添うことが大であつたのである。このことは万曆二十三年の義州木市の開設に徴しても明らかであり、従つて木市は当初から私市即ち民間交易として開始された。万曆二十九年寧前の二木市の復開を奏請した薊遼總督万世徳の言に

遼之馬市視他鎮不侔。他鎮皆係貢虜。槍必不市。市必不槍。歲出數萬。明以為餌。彼亦嗜財物。不敢動也。若遼之二市。止可當他鎮之民市。民以為利。故虜雖有順有逆。終不為之絕市。

とある。^{註17}遼東の馬市が他鎮例えば宣府や大同などの馬市とは異なり、他鎮の民市に相当するといふのである。民市とは明代に国内各地で開かれた定期市や都市の城門附近で見られる関市の様なもの^ををさし、そこでは主として日常生活のために必要な雑多な商品が民間人相互の間に取引されたのであり、官が取引の当事者になることは殆んどなかつた。官はただ取引商品に対する市税の収納者及治安の維持者として監督關係するのみであつた。万世徳は遼東の馬市を民市に相当すると見ているのである。文中に見える遼之二市とは馬市と木市を指している。従つて木市も馬市同様民市に相当する取引が行われていたのである。しかし正確に云えば万世徳の言は馬市については当らず、ただ木市についてのみ正しいと考へる。馬市には本来官市があり、貢馬驗収が行われ、官が取引当事者となり、馬価支払即ち回賜の授与に當るのであるから、民市に相当するとは云えないのである。ただ明末には官市は云うに足らず、或は全く行われず、専ら私市交易が盛行したことを採りあぐれば、民市に相当するという見方も可能であろう。李化龍伝に^{註18}「遼東馬市成祖所開。無他賞。本聽商民與交易。木市與馬市。等有利於民。不費於官」と云うのは、まさに馬市における官市のない状態、専ら私市交易のみが行われている状態を以て馬市を見ているのである。「不費於官」即ち交易に際して官の直接の出費(馬価の支払)がないのは官市が行われていないのである。馬市の私市のみを云えば、これは民市に相当すると云い得る。木市は馬市の私市と相似たもの、即ち取

引に官が当事者となることなく、専ら民間交易の場として許可された。従つて木市は、北方民族にとつては生活必需物資の買入市場として、明側商民にとつては木材乾柴その他北方物産の輸入市場として民市的性格の互市場であり、双方の民が有無相通じて利を得たのであり、そのために北方民族の侵寇恭順如何に関わらず、發展を続けたのである。

木市の双方の商品を詳細に述べた記事は管見の限り見当らぬ。明実録や明史李竜伝等の木市開設に関する記述は北からの木材を挙ぐるのみである。籌遼碩画卷三に見える遼東巡撫李維翰の題奏中に掲ぐる慶雲堡の守堡官沈時行の稟報によれば、新安関から進入した福余衛(実は蒙古喀爾喀部)夷酋の煖兔、宰賽、卜兒亥三營の通夷五百名が、車二百輛に木植・乾柴を裝載し、また牛・馬・羊・皮氈を随帶して来たり、売らんことを求めたとある。これは慶雲堡馬市での互市を求めたのであるが、北からの商品と云えばここに挙げられたものが殆んど主たるものである。木市に出入したのも同じく兀良哈の朶顔福余泰寧の三衛を名乗る夷酋達であり、彼等が木市に夾売した商品も馬を除いて大体これと同様であつたと見てよい。ただ馬だけは木市での取引が許されたかどうか。寬奠等互市の例から推しても木市での馬の取引は認められていないのではあるまいか。馬の取引が許されているとすれば木市は全く馬市(の私市)と同じ交易を行い、馬市と呼ばれて差支えない筈である。それが木市と呼ばれたのは単に木材取引が主であつたということに拠るであろうか。そうではないと思う。他の商品と異なり馬は軍馬として武器でもあつた。その輸入買入れに際しては官が優先する必要がある。殆んど官市は行われなくなつても、馬市ではいつでも優先的に官市する権利と体制は必要であつたらう。開原広寧等での馬市の体制は有名無実化しつつかお維持された。木市で馬の取引が行われるならば、当然そこでもこの体制が採られたに違いない。木市が民市的な互市というのは、或は「不費於官」とは、官市のない互市の体制だからである。こうした点からも、また寛奠の例から推しても木市では馬の取引は許可されなかつたと考へる。これが同じ様な国境互市でも木市は馬市と呼ばれず、主たる北からの商品たる木材乾柴に因む木市の名を以て呼ばれた所以であらう。一方木市への明側からの供給商品

は、求討塩米（換塩米討酒食）の制の発展と考えても、或は民市的性格から考えても、北方民族に需要された食糧や布貨即ち寛奠などと等しい日常生活品が主たるものであつたと思われる。

- 註(1) 「明末遼東の互市場」の末尾に掲げた表の馬市の地名欄の慶雲堡と南関は相互に入れ替えねばならない。
- (2) 和田清博士東亞史研究六察哈爾部の変遷の条参照
- (3) 天啓七年三月癸酉の上記の覆議によれば撫賞之処即ち互市場として鉄嶺、平虜堡、鎮靜堡が新たに追加され得る。平虜堡は瀋陽所屬、鎮靜堡は広寧所屬、いづれも遼河套に面した辺牆内の堡である。これに就いては更に確認の他史料を必要とするが後考に俟つ。但し恐らく長安堡木市と大略同様の起源、性質をもつものであつたと考えらる。
- (4) 和田清博士前記東亞史研究参照
- (5) 満州実録卷六太祖敗斎（幸）賽兵、陣擒斎賽見太祖、及（万曆四十七年）天命四年十月二十二日、十一月初一日の条等参照
- (7) 明神宗実録万曆四十七年六月己卯、同四十七年七月癸未・戊戌、同四十七年十二月甲寅、同四十八年正月乙酉等の条
- (8) 明熹宗実録 天啓元年二月乙丑の条
- (9) 明熹宗実録 天啓七年三月癸酉の条
- (10) 明神宗実録 万曆四年三月庚子
- (11)(12) 註(10)に同じ
- (13) 内閣文庫本明神宗実録万曆四年三月庚子
- (14) 万曆武功録卷十一王元堂趙鎖羅骨列伝
- (15) 註(14)に同じ
- (16) 拙稿「明正統期における女直朝貢の制限」東洋史学6輯及「明代女直朝貢貿易の概観」史淵七十七輯
- (17) 明神宗実録 万曆二十九年十二月辛未
- (18) 明史卷二百二十八 李化龍伝